基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年三月七日を基準日と定め、同日午後六時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年三月十六日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年二月二十一日

山口県下関市岬之町一一番四六号

株式会社東武住販

代表取締役　荻野　利浩

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年三月九日付で、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年二月二十一日

東京都港区芝大門一―一―三〇芝ＮＢＦタワー一五階

マインドスピード・テクノロジーズ株式会社

代表取締役　小坂　広幸

合併につき株券等提出公告

当社は、北日本倉庫港運株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年三月二十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年二月二十一日

北海道小樽市港町五番四号

郵船海陸運輸株式会社

代表取締役　市川　一泰

合併につき株券等提出公告

当社は、ＯＮＥ―ＵＰ株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年三月二十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年二月二十一日

東京都港区赤坂四丁目一番四号

株式会社ディー・エフ・キュー

代表取締役　髙田　典明

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小野裕美が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年二月二十一日

東京都港区西新橋一丁目二番九号日比谷セントラルビル一四階

Ｂｏｎｈａｍｓ　１７９３　Ｌｉｍｉｔｅｄ東京支店

日本における代表者　小野　裕美

限定承認公告

本籍岐阜県各務原市蘇原六軒町四丁目一〇番地七、最後の住所岐阜県各務原市尾崎北町六丁目三二番地　被相続人　亡　小林　典彦

右被相続人は平成二十三年十一月一日死亡し、その相続人は平成二十四年二月九日岐阜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十一日

岐阜県各務原市尾崎北町六丁目三二番地

相続財産管理人　小林　泰子

金融商品取引業者の吸収合併の公告

当社は、吸収合併により住信不動産投資顧問株式会社（住所　東京都千代田区丸の内一丁目九番二号）に権利義務全部を承継させて解散することといたしましたので金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

合併の効力発生日は平成二十四年四月一日です。

なお、金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客はございません。

平成二十四年二月二十一日

東京都中央区日本橋室町三丁目二番八号

中央三井トラスト・リアルティ株式会社

代表取締役　藤田　剛

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二億三千万円（ただし、Ｂ号優先資本金につき金二億三千万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年九月二十八日付官報の号外第二〇九号八十五頁に掲載されています。

平成二十四年二月二十一日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

夏目坂プロパティー特定目的会社

取締役　井出　清彦

正　誤

平成二十三年三月三十一日（号外特第二十二号）公布法律第七号関税定率法等の一部を改正する法律附則第一条第三号及び第四号中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）」は、平成二十三年十二月二日経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）」となった。

同日（同号外）公布法律第十二号国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書及び第二条中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）」は、平成二十三年十二月二日経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）」となった。

同日（同号外）公布法律第十三号国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律附則第一条第二号及び第二条中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）」は、平成二十三年十二月二日経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十五号）」となった。

平成二十三年十二月二日（号外特第五十二号）公布法律第百十五号経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十五号）」となった。

平成二十三年十二月二日（号外特第五十二号）公布法律第百十五号経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律附則第一条第六号及び第十五条中「地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）」は、平成二十三年十二月十四日地方税法の一部を改正する法律の公布により「地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号）」となった。

同日（同号外）公布法律第百十六号平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律第三条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）の第十条第一号ハの改正規定及び附則第二条中「地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）」は、平成二十三年十二月十四日地方税法の一部を改正する法律の公布により「地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号）」となった。

同日（同号外）公布法律第百十七号東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法附則第一条第四号中「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）」は、平成二十三年十二月十四日国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の公布により「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十一号）」となった。

内閣官房官報報告主任

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月二十一日付第三九号九　六ページ●同日付政府調達第三四号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）